

2007年度勤労者福祉の充実・強化に関する

要 請 書

2007年11月30日

財団法人 鳥取県労働者福祉協議会

(財) 鳥取県労働者福祉協議会要請事項

要 請 事 項	担 当 課	回 答
<p>1. 労働者福祉運動の育成・強化について</p> <p>(1) 勤労者福祉の充実について 勤労者福祉運動を推進し継続していくため、広報、研修、調査、文化、体育事業へ助成を引き続き継続されたい。</p>	<p>労働 雇用課</p>	<p>広報、研修、調査、文化及び体育事業に対して、引き続き助成を行うこととしている。</p>
<p>(2) 労働相談所について 現在の中小企業労働相談所（みなくる）を、勤労者、事業主双方が気楽に相談できる場所の確保と、総合的な勤労者福祉センターとして充実を図られたい。また、管理運営事業の委託を引き続き継続されたい。</p>	<p>労働 雇用課</p>	<p>中小企業労働相談所では、労働者・使用者双方の労働問題に関する相談を受けて、事案の論点整理、諸制度や窓口となる機関の紹介等を通じて、労働紛争の円満解決、紛争の予防を働きかけているところであり、平成19年度からは内職に関する情報の提供を始める等、多様な労働形態の相談・要望に総合的に対応すべく体制を整えてきた。 また、平成20年度においては、中小企業労働相談所の運営を外部へ業務委託する予定としており、これによりこれまで以上に関係機関との連携を密にして、業務の充実を図りたいと考えている。</p>
<p>(3) 「ライフサポートセンターとっとり」について 県内の未組織労働者を含めた生活者が、安心して生活していただくことを目的に、地域貢献として法律、労働、福祉・介護、子育て、メンタルヘルス、金融・保険のライフプラン等、相談機能を有した暮らしのサポート事業「ライフサポートセンターとっとり」（2007年10月27日事業開始）を展開していますので、財政支援と相談事業への協力について支援をいただきたい。</p>	<p>労働 雇用課</p>	<p>平成20年度から労働相談等の業務を外部委託することとしており、「ライフサポートセンターとっとり」の相談事業との連携も強化していくことを考えている。</p>
<p>(4) 鳥取県勤労者美術展について 第54回鳥取県勤労者美術展は、私どもが委託事業として4年目を迎えます。より勤労者に身近で参加しやすいものとするため、一層のご支援とご協力をいただきたい。</p>	<p>労働 雇用課</p>	<p>勤労者美術展については、県は平成20年から従来の業務委託を改め、労働者福祉協議会の文化事業に対する補助事業として支援することとしている。 この美術展が勤労者の日ごろの創作活動の発表の場として、また、今後労働者福祉協議会の文化事業の大きな柱の一つとして定着していくことを期待している。</p>

要 請 事 項	担 当 課	回 答
<p>2. 中小企業勤労者の福利厚生について</p> <p>中小企業勤労者サービスセンターは、大企業と福祉面での格差を縮小するための総合福祉事業であり、全県的なとりくみが必要であります。既設置団体では財政的に運営が困難であり、そのための県センター設立にむけて、既存サービスセンター・県・市町村・労福協・労働団体等による鳥取県勤労者福祉サービスセンター連絡会（仮称）の設置に向け協議を始めていただきたい。</p>	<p>労働 雇用課</p>	<p>中小企業勤労者サービスセンターの運営、ことに財政面の問題については、現在の事業内容と会員のニーズ、負担（財源）と事業とのバランス等を考慮し、また、行政に過度に依存しない「サービスセンターの運営のあり方」を各サービスセンターにおいて検討される必要があると考えている。</p> <p>また、県主導の「連絡会」の設置については、今のところ考えていない。</p>
<p>3. 子育て支援について</p> <p>(1) 地方分権の進展や少子社会への急速な進行による社会変化の中で、子供を安心して生み育て、かつ子供が健やかに育つ環境づくりは、将来の社会全体の問題になっています。</p> <p>特に「仕事と家庭の両立支援」「地域における子育て支援」は重要な課題であります。そこで、市町村が設置・運営しているファミリー・サポート・センターを各地に作るよう検討・指導をいただきたい。</p>	<p>男女共同 参画推進課</p>	<p>平成19年3月に策定した第2次鳥取県男女共同参画計画の数値目標において、ファミリー・サポート・センターが全市町村で設置されることを掲げており、今後、担当課長会議等を通じて設置の働きかけを行いたいと考えている。</p>
<p>(2) 子育て支援の一環として制度化された、育児休業制度の利用が促進できるよう、企業の社会的責務として取り組まれるよう指導をいただきたい。</p>	<p>労働 雇用課</p>	<p>育児休業の普及促進については「育児休業取得促進事業（小規模事業所育児休業普及指導員）」を実施して取り組んできたところ。</p> <p>平成20年度から鳥取、倉吉、米子の中小企業労働相談所に「労務管理アドバイザー」をそれぞれ配置して、事業所における適切な労務管理の推進を支援することとしており、この中で育児・介護休業についての助言・指導・情報提供等を行っていくこととしている。</p>
<p>4. 高齢者対策について</p> <p>高齢者や退職者の生きがいづくりは、県としても重要な政策課題の柱になります。元気なシニアの能力や技能が地域社会において、産業育成に活かされるような環境の支援システムと、いきいき健康づくりなど、ひきつづき各種団体や地域と連携を進め、情報の収集や発信に努め、健康づくり鳥取をアピールされたい。</p>	<p>長 寿 社 会 課</p>	<p>県では、高齢者の生きがいづくりや健康づくりを促進するため、高齢者の文化活動、スポーツ活動及び地域活動等を支援する組織づくりや指導者養成事業を実施しており、今後も健康長寿社会の実現のため効果的な事業を実施していきたい。</p>

要 請 事 項	担 当 課	回 答
<p>5. 食の安心安全の確保について</p> <p>(1) 消費者の食の安全確保のために「食品表示ウォッチャー制度」の充実や「食品表示110番」の県での設置と共に、消費者の「相談窓口」の機能強化を図ること。</p>	<p>くらしの 安心 推進課</p>	<p>県では、引き続き食品表示ウォッチャー制度を設けるとともに、消費者や食品事業者からの相談窓口を設置し、消費者にわかりやすい食品表示の推進を図ることとしている。</p> <p>なお、「食品表示110番」は農林水産省農政事務所に設置されているところであり、県では「表示相談窓口」として幅広く相談を受けているところである。</p>
<p>(2) 子供の成長に影響を及ぼす食の問題は重要であり、子供たちの健康な食生活の推進を図ること。又、県内産食品の安全性の確保を図ると共に、地産地消の推進に努められたい。</p>	<p>くらしの 安心 推進課</p> <p>体育保健課</p>	<p>県では、毎年度、食品衛生監視指導計画を策定して食品衛生監視指導及び食品検査等を実施し、県内の食品及び製造施設等の安全性の確保を図っているところである。</p> <p>学校においては、学校給食を中心とした食育の推進が図られており、給食の時間だけでなく、家庭科や保健体育、学級活動の時間において、食事の重要性や食文化の学習を行う外、生活科や総合的な学習の時間を利用して農業体験学習などを行っている。</p> <p>また、子どもたちの健全な食生活の推進を図るためには、家庭への啓発が重要なことから保護者啓発パンフレットを作成配布しているところ。</p> <p>学校給食における県内産食材の使用割合は、平成18年度末には53%に達したところであるが、平成20年度は県内産食材の開拓をするとともに、食情報の提供や郷土の食文化を発信するなど地産地消の一層の推進を図っていきたいと考えている。</p>
<p>6. クレサラ（消費者金融）の多重債務の未然防止について</p> <p>(1) 多重債務者の相談体制を強化すること及び、多重債務の未然防止のための指導啓発を行うこと。</p>	<p>消費生活 センター</p>	<p>県・市町村行政懇談会において、「市町村の消費者相談の体制充実」について市町村に要望している。</p> <p>また、「多重債務・ヤミ金融問題等対策協議会」を設置し、関係機関等と連携し効果的な広報、啓発について協議している。</p> <p>「県政だより」でも多重債務の特集を組んだり、多重債務相談ウィークに3日間の特別相談会を開催する（相談者：132名）など、多重債務の未然防止に向けた取組みを行っている。</p> <p>さらに、新年度からは、現在隔月開催の「多重債務等無料相談会」を毎月開催する予定。</p>

要 請 事 項	担 当 課	回 答
<p>(2) クレジット、サラ金被害の未然防止に向けて、高校生、大学生を対象とした消費者講座など「賢い消費者」になるため教育現場に対し、啓発活動の更なる普及・充実を図るよう指導をされたい。</p>	<p>高等学校課</p>	<p>多重債務問題・ヤミ金融問題などの消費者問題については、家庭科を中心に、公民科、商業科の授業で扱っている。また、実際のトラブルやその対応については、消費生活センターや司法書士会の方を外部講師として招き、生徒向けの講習会等を開催している学校も多くなったところ。</p> <p>社会の様々なひずみや家庭の在り方の変遷に伴い、学校には様々な教育が求められているところであり、限られた時間の中、各々の実状に応じて優先順位を考えて取り組んでいるところである。</p> <p>県労働者福祉協議会におかれても、子どもの健やかな成育に陰を落とす社会や家庭の在り方を是正する取組を進めていただきたいと考えている。</p>
<p>7. NPOの中間支援団体の立上げについて</p> <p>NPO団体は、地域でさまざまな社会的課題に取り組んでおられますが、より幅広い活動を進めていくためには、他団体との連携が不可欠であり、そのための中間支援団体を設置されたい。</p>	<p>協働連携推進課</p>	<p>NPO団体の他団体との連携についてはNPO活動を促進する上で重要と考えており、平成19年度に「NPO・ボランティア団体交流会」を新規事業で実施し、平成20年度についても検討を行っているところ。</p> <p>また、平成19年度からNPOのイベントを紹介する「イベント情報」や団体の活動内容を紹介する「本日のNPO・ボランティア団体情報」をホームページに掲載し、適宜紙面、メールにより情報発信することで、団体同士が協力できる環境を強化しているところ。</p> <p>さらに、相談業務を通じたゆるやかなネットワークが構築されていくことを期待し、平成20年度予算において、NPO相談員の配置を検討中。</p> <p>当面は中間支援団体は設置せず、こういった取組を充実させていきたいと考えている。</p>

要 請 事 項	担 当 課	回 答
<p>8. 勤労者福祉事業団体の要請内容</p> <p>(1) 育児支援ローンに対する広報活動について 平成19年発足の制度であり、利用者への制度周知がまだまだ不十分であります。中国労働金庫との提携「育児支援ローン」について、県のHP・県民だよりへの掲載、関連機関への周知など、広報活動の充実を望みます。また、この制度を少しでも多くの方に利用いただくためにも、利用者の拡大策について検討をされたい。</p>	<p>労 働 雇 用 課</p>	<p>育児支援ローンの広報活動については、県の持つ媒体を活用してPRを行っていきたい。 利用者の拡大については、平成20年度予算において利用者の世帯収入の限度額を350万円から450万円に引上げて、利用しやすいものとする予定である。</p>
<p>(2) NPO団体に対する支援について 中国労働金庫は、行政や企業では解決できないさまざまな社会的課題にとりくむ地域のNPO団体を支援するため「NPO寄付システム」の実施、「NPO立ち上げ助成金制度」の実施、「NPO事業サポートローン」の取り扱いなどをおこなっています。 今後も多様化する県民のニーズ、諸課題の解決に向け、NPO活動の重要性は増し、年々NPO団体の立ち上げが増加しています。 更なるNPO支援に向けて鳥取県・鳥取県労働者福祉協議会・中国労働金庫の3者で調査・研究も含め「協議会」の設置と、予算措置をされたい。</p>	<p>協働連携 推進課</p>	<p>当県ではNPO(団体)が活動しやすい環境を整備するなど、側面的な支援を行っている。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①アドバイザー派遣(NPO団体が専門的知識を持つアドバイザーを招聘する費用の助成) ②広報補助金(NPO活動を広報する費用の助成) ③助成金情報配信事業(民間企業を始めとする各団体助成金情報の収集及び配信) ④イベント情報の収集及び配信 ⑤NPO・ボランティア団体交流会 ⑥NPO相談員(平成20年度対応検討中) ⑦NPO法人訪問 等 <p>NPO団体へのさらなる支援の要望・諸課題については、今後も法人訪問・アンケート等を通じて把握していくこととしており、今のところ協議会の設置及び予算措置については考えていないが、何かお気づきの点があれば、随時連絡いただき、意見交換等を行っていきたいと考えている。</p>